

皆川 卓著

『等族制国家から国家連合へ——近世

ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」——』

石井大輔

一

ドイツの歴史研究において、一六世紀から一九世紀に至る時代を「孤児」と評するような研究状況はもやは過去のものとなった感がある。近年の様々な個別研究の蓄積により、中世または近代とは異なった性質を備えた「近世」という時代概念が確立されつつある。神聖ローマ帝国から個々の領邦の内部に至る身分制的国制史の分野においても、多くの研究が出されている。このような状況でも、シュヴァーベン同盟のような「等族同盟」に目が向けられることは少なかった。しかし「等族同盟」は、皇帝ないし領邦君主と帝国・領邦等族との二項対立的な視点からは見過ごされてしまいかねない各等族間の水平的な関係を考える上で重要である。その「等族同盟」であるシュヴァーベン同盟を題材とし、近世神聖ローマ帝国国制、さらには現代の「連邦制」にも通じる「連邦制的伝統」を取り扱っているのが本書である。なお本書は、著者皆川氏が二〇〇三年早稲田大学大学院に提出された博士論文

をもとにしている。

本書は、序章・結語を含めて六章から成っている。序章では研究の意義を明確にし、シュヴァーベン同盟研究の状況をふまえた本書の問題設定を提示する。第一章では議論の前提である同盟の略史を概観する。第二章では同盟の制度を検討する。第三章では同盟構成員の人的結合を同時代の社会的変化と関連づけて検討する。第四章ではその人的結合だけでは説明できない同盟の地域統合を解き明かす。最後に結論となる結語である。以下に各章の概要をまとめる。

二

序章（「連邦制」の深淵としての等族同盟）では、まず「連邦制」の定義を明確化することから始まる。現在ヨーロッパにおいて、神聖ローマ帝国の故地に当たるドイツ、スイス、オーストリア、ベルギーがいわゆる「連邦国家」である。またイギリス連邦やEUのような、主権がそれぞれの政治共同体に属する連邦である「国家連合」が存在する。ドイツの国家学者イエリネクによれば、この両者の決定的な相違は主権が上位権力（連邦政府）に属するか、地方権力（支邦）に属するかという点である。イエリネクが挙げる国家連合の例は、近世のオランダ、ウィーン体制下のスイス、独立から憲法制定までのアメリカ、一九世紀ドイツのライン同盟、ドイツ連邦である。これらの国家連合が、後の連邦国家の起源となっている。このような歴史的経緯から、著者は次のように考える。連邦国家が持つ「連邦制的伝統」の起源は国家連合にある、その「国家連合の起源を突きとめることこそ、連邦制

伝統の起源を明らかにすることである」と。そしてこの国家連合の起源をシュヴァーベン同盟に見いだす。すなわちシュヴァーベン同盟は領域の支配権を自らの手に束ねつつあった等族の同盟であり、制度、領域性、一定の持続性の点において「国家連合におけるほとんど全てのメルクマールを備え」ていた。

ボックに始まるシュヴァーベン同盟の詳細な研究はいわゆるブルンナー・テーゼを経ることによって、社会制度史・構造史研究の視点を取り入れられ、同盟の人的関係を明らかにしたカールの研究で「一つの到達点」を迎える。著者は、このカールの研究を出発点とする。そして、カールの研究において残された課題である「領域支配、あるいはその前段階としての地域統合と、人的結合の關係」の解明を本書の重要な目的としている。

第一章では、シュヴァーベン同盟の発足から解散までの略史がまとめられている。シュヴァーベン同盟発足の引き金となったのは、バイエルン・ランツフト公ゲオルクが西南ドイツに進出しようとしたことであつた。これに対して旧ティロル参議官たちが中心となり、この地域の貴族を結集した「聖ゲオルクの盾会」が設立された。また帝国都市も反バイエルンの下「シュヴァーベン都市同盟」を復活させた。この両団体に諸侯としてティロル公とヴェルテンベルク伯が加わり、一四八八年に第一次シュヴァーベン同盟が発足した。同盟初期（一四八八年―一五〇〇年、第一、二次同盟）において主要な問題は、バイエルンおよびスイスとの戦争であつた。バイエルン・ランツフト公ゲオルク、その同盟者バイエルン・ミュンヘン公アルブレヒトと同盟との紛争は、同盟の軍勢力を背景に、ゲオルクの西方進出断念で終結した。多く

の貴族や九つの帝国都市が離脱しながらも結成された第二次同盟時には、一四九五年ヴォルムス帝国議会での帝国改革案に端を発したスイス誓約同盟とのスイス戦争が起きた。同盟中期（一五〇〇年―一五二二年、第三、四次同盟）には大きな変化が起きた。一つはそれまで敵対してきたバイエルン・ミュンヘン公や大帝国都市ニュルンベルクの加盟であり、もう一つは騎士の激滅による貴族団体の編成替えと裁判制度の変化であつた。そのような中で、同盟はバイエルン・ランツフト公ゲオルクの後継者問題による「ランツフト戦争」やヴェルテンベルク公ウルリヒと他の同盟構成員との対立による「ヴェルテンベルク戦争」を経験した。同盟後期（一五二二年―一五三四年、第五次同盟）は、多くの諸侯の加盟によって地域的に拡大した一方で、ドイツ農民戦争が勃発し、同盟に宗派対立が大きな影を落とした。このような情勢下で、一五三四年同盟は消滅した。

第二章（同盟の制度）は、シュヴァーベン同盟の制度を整理する。同盟の制度は基本的には同盟規約によって定められていた。貴族の団体であつた「聖ゲオルクの盾会」は各地区部会に分かれ、それぞれから地区部会団長と参事が選出され、さらに「盾会」全体の団長も選出された。都市団体も「盾会」の制度に倣つて団長・参事制を採用した。一五〇〇年以降諸侯も団長・参事を選出し、同盟参事会に参加することで、諸侯の同盟への統合が計られた。また同年から「盾会」が廃され、高位聖職者、高級貴族、騎士の三身分から成る「貴族団体」となつた。同盟の最高意志決定機関として同盟参事会が置かれた。同盟参事会の注目すべき点は、各等族が参加人数や票割りといった点で基本的に平等であつたと

いうことである。

その他、同盟の代表者たる同盟団長が各等族ごとに置かれ、同盟参事会の議長や調整役を担い、同盟参事会が開催されていない間には同盟業務一般を引き受けた。また紛争の調停・仲裁に大きな役割を果たした。その他同盟の書類作成を担う同盟書記も同様に置かれた。同盟政治にとって重要な機関として第二次同盟からは、同盟裁判所に専任裁判官が置かれた。さらに第三次同盟では専任裁判官を諸侯、貴族、都市から各一人ずつ選ぶこととなった。同盟の費用負担は、それぞれの収入・財産に応じて割り当てる台帳方式が採用された。のちに同盟が等族の臣民に直接賦課する「免焼金」の徴収も行われることがあった。

第三章（同盟の人的統合）では、同盟構成員の人的関係が取り扱われている。同盟指導者たちは婚姻関係やパトロン・クライアント関係で密接に結びついていた。中世後期から近世にかけて、これらの関係が、「生き残りのための自己改革を遂げた出自貴族、台頭する学識貴族や「軍事企業家」、上層市民が政治権力の担い手として汲み上げられ、彼らの合流と、血統以外の能力が求められる政治エリート集団の成立を促し」、逆にそれ以外の者の没落をもたらした。このような旧来の身分的な枠の変動―「社会的流動化」―の影響を考慮して、シュヴァーベン同盟に取り組んだのがカールの研究である。そしてこの研究を補完、発展させるために著者は、現実の地域的な政治と人的結合との関係を同盟団長ヴィルヘルム・ベッセラーを中心に検討している。ベッセラー家は、同じくウルム市の都市貴族のクラフト家やナイトハルト家と密接な婚姻関係で結ばれていた。このような関係は同盟貴族にも

広がっていた。同盟の日常的業務である紛争調停や仲裁において、ベッセラーとのつながりを持つ人物が仲裁を務めていた。このような「新興の知的・経済的・政治的エリート派閥」が「社会的流動化」の中から登場し、これが同盟政治を動かす同盟指導者たちとなった。

また諸侯、貴族団体、都市団体といった各同盟等族を集団として捉えた場合、それぞれの統合に大きな差異があった。安定した基盤の上に立つ諸侯にとつて同盟への加入は自らの領邦政策からの要請に過ぎなかった。高位聖職者も財政的には安定していたが、フォークタイを有する周辺権力や自領の臣民の反抗に対抗するために同盟を必要としていた。「社会的流動化」の影響を受けた騎士は、高級貴族に上昇した者、諸侯や高級貴族のクライアントとして同盟にとどまった者、そして財政的基盤が弱く、同盟の負担に耐えかね脱落していった者に分かれた。高級貴族も騎士ほど決定的ではないにしろ婚姻関係やパトロン・クライアント関係による同盟への統合が見て取れる。都市においてもニュルンベルク、アウグスブルク、ウルムのような大都市が、中小都市に対して影響力を持っていた。

以上のような人的関係（門閥）を中心とした同盟政治（同盟参事会）はベッセラー閥の崩壊後、領邦君主や都市参事会が「外交自主権」を確立させる（「お上」（Oberkeit）に成長する）ことによって変質した。つまり同盟参事・団長などの役職者個人の意志だけで同盟を運営することができなくなり、「お上」の統制下に置かれた。同盟に「人格から制度への重心の移行」が起こった。

第四章（同盟の地域統合）は、シュヴァーベン同盟から第三章

における人的統合だけでは説明不可能な地域的なまとまり、「空間的な近さによる何らかの政治的連帯」を見いだそうとする試みである。ここでまず近世ドイツに應用可能な理論的枠組みとして、国際政治学における「地域主義論」、特に「新機能主義」が提示される。「新機能主義」とは、政治エリートが非政治的な課題を処理する超国家的な組織の創設に至り、この活動が政治的な課題にも「波及」することによって超国家的な地域統合が起きる、という理論である。当然近世においては支配領域が人格と不可分であったことによる領域的な流動性等の問題があるが、「新機能主義」は地域統合へのプロセスの理論的枠組みとして有効である。ここでは同盟の地域統合について、同盟の最も基本的な機能であるラントフリーデ機能からの検討が試みられる。同盟ラントフリーデの機能は、「暴力的機能（物理的暴力）」と「司法機能（仲裁、仲裁裁定及び仲裁裁判）」の二つであった。二つの機能と地域統合との関係を検討するにあたり、著者は同盟等族の所領をその加盟期間に応じて三つに分類した。一度も同盟から脱退しなかった地域をゾーン1、同盟存続期間の約九〇％である四一年以上加盟していた地域をゾーン2、同じく約四五％の二〇年以上加盟していた地域をゾーン3、最後に残りの地域をゾーン4とした。

まず暴力的機能に関しては、大規模な暴力行使は非同盟等族相手に限られており、ゾーン1、2の周辺ではそのようなケースは少なかった。ゾーン2に優越所領を有した非同盟等族のフェーデにおいては、緊急措置として暴力的リアクションが行われる場合もあった。しかしその暴力は限定的で、最終的には仲裁による解決が求められた。逆に同盟等族だが、ゾーン4に優越所領を有し

ていた等族間のフェーデでは、仲裁がうまくいかず、暴力的リアクションに至った。つまりゾーン1、2では、暴力ではなく仲裁によって紛争解決が図られた「暴力禁止圏」が形成され、逆にゾーン3、4では暴力による解決の可能性が高かった。

またもう一つの機能、「司法機能」に関しては、第四次同盟までは中小等族の多いゾーン1、2に属する等族の同盟司法利用率が高いが、第五次同盟ではフランケン等の諸侯勢力を含むゾーン3、4の利用率が高かった。これは皆で「法を発見する」というスタイルによって行われる同盟の司法が「紛争当事者の地域的帰属性を問わない」という性質を持っていたからであった。さらに紛争の原因を見てみると、「フェーデないし暴力行為を原因とする紛争」が最も多く、その中で調停に失敗して暴力行使に至った事例はゾーン1、2においてほとんどなかった。この意味でも同盟はほぼ「正当な暴力の独占」を達成していた。

しかしバイエルン・ランツフート公・ゲオルクのような強力な非同盟等族が紛争に関わる場合、同盟では共通の仲裁の場を提供することができず、戦争を回避するには帝国最高法院に解決を委ねるかしかなかった。逆に言えば、帝国という権威によって同盟は「帝国内部の地域統合に留まった」。またスイス誓約同盟という帝国外者に属するベルン市の市民と同盟都市ウルムとの紛争は、共通の仲裁の場を見いだすことができなかった。結果として暴力的リアクションか、それを背景にした政治的交渉が用いられた。それぞれ異なった事情を抱えた同盟等族が共通して受け入れ得た「波及」要因は、「暴力禁止圏の形成」だけだった。同盟の二つのラントフリーデ機能の内、「暴力的機能」は一定の地域性を

保ち得たが、「司法機能」は帝国の諸機関に吸収されることによって、逆に帝国全域に開放されることになった。最終的には「暴力禁止圏の形成」やそれを前提とした司法制度を備えた同盟政治の経験が、帝国クライスの導入を通じて帝国内に広まった。

最終章（結語）において、各章の議論を整理し、本書全体としての結論が提示される。すなわちシュヴァーベン同盟によって得られた政治制度（近世ドイツ国家の設計図）が、「空間的に隣接する自立的権力が契約を通じて上位権威を設立し、秩序の維持に必要な特定の事柄についてはそれに服従するという、連邦制的伝統の核心を成す政治文化」を実現可能なものにした。そしてこの経験が後世に伝えられていった。

三

以上、本書の内容を簡単にまとめた。ヨーロッパは、EUという存在で経済的統合から政治的統合へと拡大しようとしている。トルコの加盟については現在議論の最中ではあるが、地域的にもキリスト教圏をも越えた新しい「ヨーロッパ」が生み出されようとしている。このような状況を反映して、近年注目されている「連邦制」の起源を（近世の）神聖ローマ帝国の国制に留めるのではなく、「連邦制」の核心を持ったシュヴァーベン同盟にまで進めたことは注目に値するだろう。また「連邦制」のように現代でも使用されている用語の定義を明確にし、その中から研究の意義や目的を抽出する過程を記した序章は評者にとっても大変参考となった。第四章において、プロソボグラフィの手法を用いて、具体的に言えば丹念に紛争調停や仲裁裁判の事例をデータ化するこ

とによって、「同盟の地域統合」を導き出した著者の研究は歴史学を志す者にとって一つの指標となるだろう。実際にそのようなデータは表にしてしまえば数ページであるが、そこに詰められた内容の豊富さは想像に難くない。さらに国際政治学などの他分野の成果を積極的に取り入れる姿勢も評価されるべきであろう。最後に評者の関心に関連した点では、暴力禁止圏の形成によって、宗派対立が激化した時期においても当該地域でフエーデがほとんど起きなかったことは、いかに宗派対立を克服するかという問題に対して、大変示唆的である。この点に関しては、疑問点も含めて詳しく後述したいと思う。次に、評者がいくつか疑問を感じた点を挙げる。

第一に、なぜシュヴァーベン同盟が「充実した制度」を備えるに至ったのか。同盟制度の基礎部分は「聖ゲオルクの盾会」やシュヴァーベン都市同盟にあったのだが、例えば「充実した制度」の一つとして挙げられている裁判制度はなぜ必要になったのか、という問題は本書において多く語られていない。第二次同盟時に専任裁判官の置かれた同盟裁判所が設立され、さらに第三次同盟時には諸侯、貴族、都市から各一人ずつの専任裁判官が置かれるようになった。しかし紛争調停に関しては、このような制度化された裁判制度に先行して、同盟参事会ないし同盟委員会、または同盟団長による紛争調停が存在していた。これらの旧来の紛争調停が存在しながら、同時に新たな裁判制度が必要だった理由は明確にされていない。巻末の表15「同盟裁判所における紛争調停及び仲裁裁判」に示されているのは事例だけなので、読者に同盟裁判所による紛争調停の特徴を提示する必要があるのではないだろ

うか。

第二に、もう一つ制度に関する事柄として、本書の中で何度か現れる各等族間における平等が実際にどのように機能していたかということがはつきりしない。確かに同盟規約で定められた団長、同盟参事会、同盟裁判所の人事や票割りは、諸侯、貴族、都市という各等族で平等であった。しかし同盟参事会について、本書には「採決は諸侯から始められたため、貴族や都市が、パトロネージによってそれに追従することは避けられなかった」ともある。そうするとこの平等が同盟参事会において正常に機能していたとは考えられない。この問題については、同盟参事会などの討議が極秘とされ、詳細は史料に現れないということも関係しているだろうが、もう少し踏み込んだ説明の必要性を感じた。また同盟参事会が行った紛争調停についても、各等族間での平等を読みとることはできなかった。選帝侯・諸侯の優位が確立されていた帝国議会との比較で際立っていた特徴として、同盟内の平等が言及されているので、その実効性に関して、具体的な事例を伴った考察があれば残念に思われた。

第三に、第一、二章の同盟略史や同盟制度から見える同盟像と第三、四章から見える同盟像が乖離してしまっているように思われる。これは前述の同盟参事会に関する問題とも関わるのである。つまり第三章に登場するベッセラーたちが同盟全体に関わる大事件について、どのような立場で、どう関与したのか、または関与しなかったのかを示されていないため、読者にとってシュヴァーベン同盟の全体像が把握しにくくなっている。実際にヴィルヘルム・ベッセラーはスイス誓約同盟との対立が表面化した一四

九七年頃には同盟団長であったわけであるから、何らかの役割を果たしていたはずである。これらについての言及があっただけではなく、読者がベッセラーらを地域的な有力者としてだけでなく、「同盟指導者」として認識できうるのではないだろうか。もちろん著者の主要な関心が第三章や第四章で描かれる「同盟の日常的な地域業務（紛争調停）」にまつわる諸問題にあることは理解できる。しかしシュヴァーベン同盟について不案内な読者にも、本書全体を通じてのシュヴァーベン同盟の全体像を提示する必要があるのではないか。

最後に第四章の「地域統合」についても触れておきたい。ここで著者は同盟の存続していた期間を通じてゾーン一、二において暴力禁止圏が形成されていたという結論を得ている。また先にも触れたが、著者は第四章の小括において、「同盟の解散後、宗派対立による混乱の二〇年がシュヴァーベンを覆い、この地域の旧同盟等族も両宗派に分裂したが、相変わらずフエーデが荒れ狂ったフランケンと違って、彼らの間でフエーデは殆ど起きていない」としている。同盟が存続している限りにおいては、同盟権力による「正当な暴力の独占」が暴力禁止圏というものを生み出した。つまり制度的な裏付けがある平和であった。そして「宗教平和」を含む一五五五年の 아우クスブルク帝国議会の最終決議によって形作られた帝国国制——帝国クライス制度——が、この地域の平和に対して同様に裏付けをもたらした。とする同盟解散から 아우クスブルク帝国議会までの間は、なぜ平和は維持されたのであろうか。この答えこそが「地域統合」ではないだろうか。そして同盟や帝国クライスなどの制度の助けを借りずとも平和を維

持していたこの時期こそが「地域統合」を考える上で格好の舞台となり得るのではないか、という印象を持った。

以上、本書を読み進める中で、気になった点を述べた。本書が大変厚重的な専門書であるため、評者の理解力不足な点もあったかと思う。この点をご容赦いただきたい。最後に評者の希望を付け加えたい。同盟から帝国クライス、その後の神聖ローマ帝国全体へと至る過程も含めて、同盟解散後の問題に関しては、著者自身

も「本書の対象範囲を大きく逸脱することであるし、それ自体のために層の厚い研究を要するので」と断つての記述である。それでも一読者として、この同盟解散後に關する考察は大変興味深いものである。著者の今後の研究によつて、同盟解散後についても何らかの答えが示されるのを切に願いつつ、この拙い書評を締めくくりたい。

(A4判 二七八頁十九三頁 二〇〇五年一月)

創文社 税込七四〇円)